

### 第3回滋賀県議会議員政治倫理審査会 記録

- 1 日 時 令和4年(2022年)9月12日(月)13時00分～15時21分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 真山委員長、駒井副委員長、西川委員、古川委員、細江委員、  
今江委員、杉本委員、中村委員
- 4 議 題
  - (1) 大野議員からの弁明
  - (2) 大野議員からの聴取
  - (3) 今後の進め方について
- 5 結 果
  - (1) 今後の進め方について
    - ・有村議員からの聴取を実施することが決定された。
    - ・10月11日(火)14時から公開で開催することが決定された。
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

### (1) 本日の進行について

杉本委員

前回の8月26日の審査記録、委員限りということで、非公開になってるんですけど、この8月26日を非公開にするときの理由は、普通公務員だから公開すれば話しにくいことがあるから非公開でしょうというのが主な原因だったんですよ。その会議録をいつまでも非公開にしておくことは、私は今日の審査の中でも、前回の審査を踏まえた議論が当然必要なわけで、前回どういことを話し合ったかということは当然今日の場でも話をしないと前進がありませんよね。だからそういう意味では、前回の審査記録をいつまでも非公開にしておくということは、道理が通らないと思うんです。また、私達は会派の代表としてここに来ているわけだから、会派の中でこの問題を検討していく上で、この第2回だけ非公開でいつまでも外部漏らしちゃいけないということにしておいたら、その議論の発展ができないんで、この取扱いについて、公開にするということで確認していただきたい。

真山委員長

ただいま杉本委員からご発言ございました。委員長見解を示す前に委員の皆さん何か今の件でご意見ございますでしょうか。

西川委員

職員の方から前回、非公開にするという前提でお話伺っておりますので、少なくともこの手続きが済むまでの間、県の記録の取扱い次第ということになるかと思えますけれども、この手続きが済むまでの間は非公開ということで継続するのがよろしいのではないかと思います。

杉本委員

前回、来てもらった職員がこういう話をされたということ、ここで発言することはどうなるんですか。

真山委員長

基本的に前回の話の内容のどの部分かにもよりけりなんですけど、事実を確認した部分で、事実だと言われたようなことについては特にいいと思えますけれども、個人的見解、評価という部分、あるいは個人名、固有名詞が出ているような部分については、そこは委員としての見識を踏まえて発言していただければと思います。

杉本委員

できるだけそういう縛りなく、審査の経過、段階を踏んでいって、前進ができるような審査をすべきだと私は思いますので、このことについてはぜひ検討していただきたいと思えます。

真山委員長

今の会議録の件につきましては、西川委員のご発言のとお

り、非公開で行うという前提でお話をいただいたので、終わった後に会議録を開示するということになる、だまし討ちみたいになってしまいますので、これについては、本件が終了した後どう取扱うかということについて、また検討すべきということで、今日の時点では公開ということにはしないということにしたいと思います。その扱いでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では一応今の議論を踏まえまして、本日も発言をお願いしたいと思います。

## (2) 大野議員の弁明について

### 大野議員

昨年の11月から12月にかけて、当時の農政水産部長とあわせて畜産担当理事を私の不適切な発言、当事者のお二人はもちろんですが、県民の皆さん、加えて、滋賀県議会議員の皆さんに大変な心労を与えておりますことを、自身反省もしておりますし、まず冒頭心からお詫び申し上げたい、そんな気持ちでいっぱいでございます。以後気をつけますので、どうぞ大変ご心配をかけて申し訳ございませんでした。

5月25日の記者会見で申し上げているところなのですが、皆様お手元に配布されてると思いますが、令和3年11月2日付けの畜産課作成のペーパー、各事案について11月から12月の間、様々なやり取りがございます。その中で、当時の農政水産部長と当時の畜産担当理事に対して、私の不適切な発言がございましたこと、当事者にはショートメールと電話でお詫び申し上げ、県民の皆さんには、ご案内のとおり、マスメディアを通じてお詫びをしたところでございます。

元の話に戻るんですが、11月2日付けの畜産課が作成したペーパー、配布されてますね。繰り返しなんですが、県下の副生物を取扱う業者が、恐喝脅迫詐欺で刑事訴追される。そんなことをもって、食肉公社の理事と食肉市場の取締役を辞任をされた。

当然のことながら、本県が補助金を交付している団体、副生物の取引、私自身がもう終わっていると認識していた。昨年の今頃だったかと思うんですが、当時の食肉担当理事と日常の会話をしている中で、食肉市場、食肉公社の理事、取締役は辞任していただいたんですが、副生物の取引の実態はまだ続いているんですと。間違いないのかと。現場の職員から聞いてるから間違いありませんと。それでは駄目よと。というのも、民間うんぬんの話なんですが、最も大切なことは食肉処理場、いわゆる屠畜場、昔あて職で町村会長だった当時、食肉公社理事をしばらく務めてましたんで、当時、土地ですね。簿価で13億円、施設整備で37億円、50億円の施設。これ県民の皆さんの負担なんですよ。設置者は誰かと言われると、滋賀県民の皆さんなんですよ。公の施設なんですよ。それを純然たる民間とは言えないでしょうと。

その辺をしっかりとけじめをつける必要があるんじゃないの

か。ということで、そういうことならその辺の経過がわかるペーパーを作成していただければありがたいと、それをもって知事に申し上げると。といいますのも、当時江島副知事が副知事に就任されてからまだ日が浅かったんですね。

先の副知事は2期8年間食肉公社の理事を務められてたんですが、そういった食肉市場の市場も含めてですが、現場の様々な課題、なかなか、未だですが整理できていない。

したがって、江島副知事ではなくて、知事あなたが、あなたの責任で直接出向く必要はないと思うんですが、こういった資料を持って、こういった実態があるということであれば、補助金を交付している団体に対して、一般社会通念上問題のある業者との取引についてはけじめをつけるべきでしょうと。そういった行政指導をすべきではないんですかと。それは申し上げました。

加えてですが、不適切な発言、このことは、私自身も戒めておりますし、今後二度とあってはならないと肝に銘じております。ですが、繰り返しになりますが、本県が補助金を交付している団体と合わせてですが、これは知事に申し上げたんですが、知事以下、県職員の皆さんの給与、我々の議員の報酬、これは原資はみんな県民のみなさんの税なんですね。ボランティアであれば構いませんが、我々は議員報酬を、また知事以下職員の皆さんは、給与をいただいています。ボランティアじゃありません。したがって、地方公務員法の30条および35条、これも手元にあるかと思うんですが、職責をしっかりと果たしていただかなければ、この食肉関係に限らず、互いに緊張感を持っていただかないと、冒頭申し上げましたように、滋賀県が補助金を交付している団体が、一般社会通念上問題のある業者との取引の実態を知らなければそれまでです。でも知った以上は、当局の姿勢を正し、加えて補助金交付団体に対して、しっかりけじめをつけるように行政指導を求めること。これは、県民の皆さんを代表する議員としての責務、そういうことを知りながら、黙認、容認するようなことがあれば、それは県民の皆さんに対する背信行為の最たるものであると。私はそのように認識しています。

不当な要求と批判もありますが、自身の利己的な要求であれば、そういうことじゃなくて、何か私が、会話録を皆さん読んでいただいていると思うんですが、私と農水の部長なり、当時の職員さんと理事との会話録をそれぞれ目を通していただいていると思うんですが、私が何か求めているか、決してそうではありません。県当局の姿勢を正すべく指摘をさせていただいて、したがって、不当な要求でもありませんし、高圧的、これも、先ほど、不適切な発言、何度も申し上げますが、「ドアホ」といった発言、これを冒頭お詫びしたとおりでありますが、やりとり全体を一読していただいて、皆さんでしたら、私がどの部分が不当な要求にあたるのか。私はそう

思いません。議員としての職責を果たしています。この姿勢は今後も変わらない。このことだけは申し上げておきたいと思います。

真山委員長      ご発言は以上でよろしいですか。

大野議員          はい。そういうことです。

### (3) 大野議員の聴取について

真山委員長      事実関係についての確認をさせていただきます。今お話にもありましたが、今回の件に関する審査請求書は当然もうご覧になっていますね。

大野議員          はい。

真山委員長      それでは、その審査請求書に公文書公開請求に基づく執行部が作成した面談記録が添付されておりましたが、この記録内容については事実と認識されておりますか。

大野議員          会話録ですか。概ねこのとおり。

真山委員長      では、今の弁明の中にもありましたが、11月から12月にかけて16回面談した。これは事実として間違いはないですか。

大野議員          会話録で16回ということであれば、そういうことだと思います。

真山委員長      ではその16回という回数なんですが、なぜこの16回も面談するという事になったのか、その点についてのご認識はいかがですか。

大野議員          これは冒頭申し上げましたように、当局の姿勢が改まらなければ、これは食肉関係に限らず、これは皆さんご案内のことかと思うんですが、令和元年11月に県警本部の捜査二課の捜査員から、こういった問題がある業者との取引はいかがなものかと、見直すべきではないのかということで指摘をされています。令和元年11月。そのことは直ちに、当時の食肉担当理事から、知事にも報告はされています。ですが、2年間そういった実態があるにもかかわらず、放置してきたこと、これは事実です。

繰り返しになるんですが、そういった実態があるということを知れば、何度も申し上げますが、当局の姿勢を正し、加えて補助金を交付している団体に対して、けじめをつけるよう行政指導すべきでしょう。そういうことです。それが16回だったということ。

**真山委員長** 16回も繰り返さなければならなかったのはなぜだというふうに認識されておりますか。

**大野議員** たまたまです。たまたまね、何度も申し上げますように、行政当局の姿勢を正すことと、いわゆる補助金交付団体に対しての行政指導、このことが速やかになされていれば、16回もこのことに関して、面談することはなかっただろうと思います。

**真山委員長** 今までの話の中にも既に出ているので若干繰り返しになりますが、執行部に対して具体的に何を要求、要望されたんでしょうか。

**大野議員** それは緊張感を持っていただく意味で、例えば令和4年度における農政水産部の予算ですね。人件費等の義務的経費を差し引いても、136億7,000万円。加えてですが、私自身、令和4年度の一般会計予算に対する反対討論はもちろんですが、質疑すら行っていません。したがって、予算を人質に取る取らないそういうことではなくて、緊張感を持っていただくために、これも冒頭申し上げたように、地方公務員法の30条と照らし合わせて、公僕としての姿勢が疑わしい。これは私自身の判断ですが、そういったときには、時には厳しく叱責することもあります。これは否定しません。

**真山委員長** 今の質問にも関連しますが、「けじめをつける」ということをご発言されてると思います。今の弁明の中でも、「けじめをつける」というふうに発言されたんですけども、この「けじめをつける」というのは具体的にどういうことなんでしょうか。

**大野議員** 清算すべきでしょうということで、これも先ほど申し上げたように、令和元年11月に県警本部の捜査二課の捜査員から、当時の食肉担当の理事がこういった団体との取引は好ましくないと、改めるべきではありませんかと、指摘をされているんです。それが2年数か月なんら対応されていない。けじめつけるということ、後日、去年の11月9日、知事の代理で当時の農政水産部長がJAに対して申し入れをしていますが、一般社会通念上問題になる業者、これも繰り返しになるんですが、本県が補助金を交付している団体が、一般社会通念上問題になる業者との取引の実態があるなら、それは清算すべきでしょう。

**真山委員長** つまり取引を止めることがけじめになるということですか。

- 大野議員**           もちろん、そういうことです。
- 真山委員長**        そういう大野議員のご意見に対して、県の対応はどうだったんでしょうか。
- 大野議員**            ですから、知事の用を受けて、11月9日でしたか、出向いで行ったんでしょう。令和3年11月2日、畜産課の知事説明資料、このペーパーを持って。あとから報告で聞いたんですが、裏面も含めて、しっかりけじめをつけていただくようにと、いつまでもけじめがつけられないってことなら、それぞれの事業、予算計上も難しくなるので、そういうことにならないように。私ではありませんよ。知事の代理で当時の農政水産部長がJAしがに出向いて知事の意味を伝達した、そういうふうを受けています。
- 真山委員長**        では16回面談されておりますが、その回を重ねるごとに県の対応に何らかの進展があったというふうに感じておられますか。16回面談されているわけですがけれども、回を重ねて何回か会っているうちに、県の対応、回答に変化進展はありましたか。
- 大野議員**            未だ実態は続いていますね。
- 真山委員長**        つまり、特に回答に変化はなかったということですか。同じ回答が繰り返されたということですか。
- 大野議員**            知事にも何度も申し上げているんですが、例えば、株式会社食肉市場、滋賀県は持ち株38%、筆頭株主なんです。冒頭申し上げましたように当時で50億円、施設整備。県民の皆さん、設置者は滋賀県というのは結局、県民の皆さんの税金で処理場は整備されている。株式会社食肉市場は滋賀県が持ち株38%、筆頭株主なんです。そういった意味ではしっかりとコンプライアンスの遵守、これを徹底すべきでしょうと。これは何度も申し上げます。
- 真山委員長**        大野議員のおっしゃっている意味は理解いたしますが、今私がお尋ねしたのは、16回の面談で、県の対応は変わっていたのか。ほぼ最初から最後まで同じ回答の繰り返しだったのか、そのあたりはいかがですか。
- 大野議員**            先ほど申し上げたとおり、未だ副生物が、県下の食品会社に流れてる実態、これは変わらないし、いかななものかと。この副生物の問題に限らず、株式会社食肉市場にもいろいろな課題がありますんで、そういったことで、今の農政水産部

長とその辺のところを整理すべく、努力はしていただいております。努力はしていただいておりますが、緒についたばかりというのが私の率直な思いです。

**真山委員長** では質問を続けますが、請求書に付いております記録等を見ますと、大野議員が面談の際に激高された様子が書かれているんですが、なぜ激高されたのかということをお尋ねします。記録の中に大野議員が激高された。かなり激しく何か発言されたというものがあるんですが、なぜ激高されたのかということです。

**大野議員** いや、私はそういう認識はありませんが。

**真山委員長** ご自身としては激高したわけではないと。こういうご認識ですね。

**大野議員** はい。

**真山委員長** はい、わかりました。今のようになちょっと主観的な評価に関わる質問を続けますが、冒頭の質問にも関連するんですが、16回の回数というのはどのように認識されてますか。かなり多くて執拗だというふうに考えられるのか、いやこれは当然であるとか、そのあたりのご認識はいかがでしょうか。

**大野議員** それも先ほどから申し上げてるとおり、その後の展開等について適宜正すこと。これは食肉、また副生物の問題に限らず、当然行います。たまたま16回ということですが、県当局の姿勢が改まらなければ、食肉市場の課題に限らずですが、それは何度でも指摘していくこと。これも冒頭申し上げたように、県民の皆さんを代表する一人として、当然の責務であると認識しておりますから。

**真山委員長** そうすると大野議員としましては、議員活動として短期間のうちに例えば今回のように16回とか何度も面談されるということは、これまでもあったのでしょうか。今回は16回ですけれども、このように短い期間で何回も面談するというようなことは、これまでもありましたか。

**大野議員** それも何度も申し上げますとおり、例えば、福祉政策しかり、農業政策しかり、環境問題しかり。等々それは何度でももちろんあります。

具体でよろしいですか。これは例なんですけど、2018年のデータなんですけど、当時の日本国全体で何年間200万もの建造物が解体されてるんです。本件とは直接関係ないんですが、でも労基の届けは2万件、これは滋賀県に置き換えた場合に、



1年間で2万棟もの建造物が解体されていて、そのまま滋賀県に置き換えれば200戸ですね、1%ですから。ですから石綿対策。この取り組み、このことについて10回、20回どころではなく、当局と議論しました。そのことで、調査費と合わせて、石綿対策懇話会がもう設立されています。もちろん、厳しいことも申し上げました。そういうのは食肉市場の問題に限らず、そういった政策提案だったり、議論、これは行います。

**真山委員長**      ということは16回っていうのは特に多いわけではないというご認識ですか。

**大野議員**          はい。

**真山委員長**      では、次の質問ですが、コンプライアンスの遵守や、予算を認めないなどの発言は、大野議員一議員として行われたのか。議会運営委員会委員長として行われたのか。あるいは、自民党の代表として会派の代表として行われたのか、これはいかがですか。

**大野議員**          これも先ほども申し上げてるとおり、緊張感を持っていたかかないとということ。例えば議会運営委員会にしても、委員長を含めて9名の委員さんがおられます。仮に、私が議会運営委員会の委員長で、当初予算案の提案をしないと、仮に私が申し上げても、過半数の委員さんが大野の判断は間違っているとわれれば、それで終わりです。そんなことは皆さんご存知のとおり。ですが、何度も申し上げるように、緊張感を持ってこうやって真摯に取り組んでいただかなければならないので申し上げました。

**真山委員長**      つまりお立場としては、面談に臨まれた大野議員のお立場としては、一議員として県民の負託に応えるために面談されたという認識なのか、議会運営委員長の立場として面談されたのか、あるいは会派の代表として面談されたのか、その部分の認識をお尋ねしております。面談に臨まれたときの大野議員自身のお立場ですが、一議員としてか、それから議会運営委員長という立場か、会派の代表という立場か、この三つの中ではどの立場で臨まれたんですか。

**大野議員**          もちろん議会議員として、議会議員の一人として申し上げました。

**真山委員長**      ではご発言の内容との関係で、会派として合意があったことを発言されたのか。もしなかったということでしたら、実際には、会派ではどのような対応がされていたんですか、大

野議員が県と交渉された内容に関して、会派の合意はありましたか。

**大野議員** 順序が後先になるんですが、私の早合点といいますか、と言いますのも、会派の政調会と会派総会で、滋賀県が補助金を交付している団体が、刑事訴追された業者との取引がある、これは我々議会としても、自民党とか党派は別にして、当局の姿勢を正す必要があるんでしょうと。滋賀県が補助金を交付している団体が、刑事訴追された業者との取引の実態があるとするならば、それは当局の姿勢を正すこと。冒頭申し上げましたように、補助金を交付している団体に対して、しっかりはじめをつけると申し上げるべきでしよう。会派の政調会、総会でも説明をさせていただきました。全く異論がなかったの、皆さんにご理解いただいたと、私の早合点で。私の個人的な見解じゃなくて、会派の総意でもあると、これは申し上げたのは事実です。ただ、会派総会で決定したかという、それはされていません。

**真山委員長** 会派の総意ではあるが、公式の正式な決定はしていなかったということですか。

**大野議員** はい。

**真山委員長** では、面談の際に、同じ会派の有村議員が同席されていたと思いますが、有村議員を同席させたその理由は何でしょうか。

**大野議員** 今ほど申し上げましたように、当時有村さんが、会派の政調会長をされておりましたので、政調会の説明、また会派総会における説明においても全く異論がなかったの、有村さん同席していただけますかと。そういうことで、私個人の意見ではなくて、会派としての総意であるということで、これは私の早合点ですが、したがって、会派の政調会長の有村さんに同席をお願いした。そういう経緯です。

**真山委員長** それでは、11月19日のことですが、記録によりますと、「きちっと年内中にはじめをつけておかなければ農水に係るところの予算、これはペケ。議運のテーマにしないということ。俺は口に出して言ったことはする」という発言をされているんですが、この発言の中にある「予算はペケ」とかですね、この発言は本当に認めないつもりで発言されたんですか。

**大野議員** これは冒頭、弁明をさせていただいたように、農政水産部の予算をペケにするぞってそんなことは全く、冒頭申し上げましたように、予算案に対する反対討論ももちろん質疑すら

行っていません。何度も申し上げますように緊張感を持っていただかないとということで、そういう意味で申し上げました。

**真山委員長** つまり、あらかじめ本当に認めないというつもりでの発言ではないということですか。

**大野議員** もちろんです。

**真山委員長** そういった面談の際に、高圧的な言葉、「ドアホ」とか「帰れ」とか、そういった高圧的な言葉を使ったというご認識はありますか。

**大野議員** それはですから、会話録に記録されていますので、記憶にはありませんでしたが、会話録に記されているということなら。ですから、冒頭申し上げましたように、それぞれ電話とショートメールでお詫び申し上げたところ。

**真山委員長** ちなみに大野議員は普段からそういう言葉遣いをされているのでしょうか。普段もそういう「ドアホ」とか「帰れ」というような高圧的な言葉を使われるのでしょうか。

**大野議員** そういうことはあまり記憶にありませんが。

**真山委員長** 普段はあまりそういう言葉使いはされていないというご認識でよろしいでしょうか。

**大野議員** それはそれぞれ滋賀県職員さんに確認してください。

**真山委員長** 先ほどもちょっとお話ありましたが、謝罪をされた、そしてさっきも謝罪はされたんですが、今回の件に関しまして、いつ、誰に、どのような方法で、謝罪をされましたか。

**大野議員** これもですから、冒頭申し上げましたとおりです。開示請求があつて開示をしたということで畜産担当理事から会話録が届きました。それを目を通しての中で、不適切な発言がありましたので、これを繰り返しになりますが、当事者のお二人に電話とショートメールでお詫びを申し上げた。そういうことです。

**真山委員長** それでお詫びをされたわけですが、具体的には、大野議員の発言のどの部分について謝罪されたんですか。何について謝罪されたんでしょうか。

**大野議員** 先ほど申し上げたように、会話録に目を通していただけれ

ば、私が利己的ないわゆる要求等は一切しておりません。

**真山委員長** 発言であるとか態度に対して謝罪をされたんですか。大野議員自身の発言、あるいは面談のときの態度これについて謝罪をされたということですか。

**大野議員** それはもちろんですが、何度も申し上げていますとおり、食肉関係の問題に限らず、県民の皆様を代表する一人として当然責任を果たしている。そういうところ。  
これも冒頭申し上げましたように、「ドアホ」という不適切な発言に対して、これも何度も申し上げますが、会話録を一読して、記録にありましたので。したがって、そのことについてお詫び申し上げた。そういうことです。

**真山委員長** では、この件に関して大野議員は会派を離脱されました。それから議会運営委員長を辞職されています。このことについて大野議員はどう認識されていますか。

**大野議員** そのことにつきましては、私の不適切な発言で、当事者のお二人はもちろんですが、県民の皆さん、議会の皆さんに対しても、大変なご心労をおかけした。そのことをもう当然です。議運の委員長も辞職をさせていただいた。そういうことです。

**真山委員長** 謝罪をしたり、今の辞職をするということをいろいろされたわけですが、こういったことで謝罪は既に十分行ったと考えておられますか。

**大野議員** 申し上げておりますとおり、自分の発言、これは元に戻るというか、なくはなりません。ですから、自身を戒めて今後、不適切な発言、これは極力あってはならないと自身を戒めているところです。

**真山委員長** それでは私からの質問はひとまず以上とさせていただきまして、続きまして、駒井副委員長からご質問ございますでしょうか。

**駒井副委員長** 少し総括的な質問にもなりますのでご了承ください。一般的に議員と県職員との関係性については、どのようなものかと考えてらっしゃいますか。

**大野議員** 立場を異にしますが、一般職と特別職、これは異にしますが、我々も地方公務員ですから、立場を異にしますが。ですが、公僕として地方公務員としては、これは私はイコールであると思います。

駒井副委員長　イコールであるならば、確認ですが、一方的な命令をしようのような関係にはないということによろしいですか。

大野議員　ですから議会は何のために設置されてるのかってことですよ。そういったことにおいて、もちろん政策提案をすれば、議論もします。そういうことです。

駒井副委員長　次に16回に及ぶ面談ということですが、内容を見てみますと、大野議員が求められる内容、結果が、県職員の方で出されていない、そのことが、求められている内容が、県として対応できる範疇を超えているかもしれないという認識は持たれたことがありますでしょうか。

大野議員　いやそういうことはありません。何度も申し上げているように議論はします。

駒井副委員長　議論はされているということで、何度も結果を出すようにおっしゃっていますが、それはその議論を積み重ねてきたという認識ということですか。

大野議員　もちろん、何度も申し上げましたように、立場は異にしますが、それぞれ県民の皆様の代表として、議員、また知事以下職員さんも含めてですが、それぞれ責任、職責ってものがありますから。

駒井副委員長　それぞれの職責に基づいて話し合いをしているということですね。

大野議員　もちろんです。

駒井副委員長　私からは以上です。

真山委員長　はい。それでは次に弁護士として、また、野洲市でのハラスメント対策委員会でのご経験を踏まえまして、西川委員からご質問ございますでしょうか。

西川委員　県執行部への要望として、食肉の関係ではじめをつけるように行政指導をすべきだとおっしゃっておられましたね。県執行部に大野議員が要請された内容なんですけれども、食肉の関係ではじめをつけるように行政指導をすべきだという要望をなされたとお聞きしてますが間違いないですか。大野議員が県の執行部に要請された内容をお伺いしています。何をしてほしいということで16回面談をされたのかということ

を伺ってるんですが。

大野議員　これは先ほどから申し上げてるとおりです。

西川委員　一つは食肉の関係について、民間と民間の契約についてけじめをつけるように、つまりは取引を止めるように行政指導をしてほしいという内容ですね。

大野議員　してほしいではなく、すべきでしょうと申し上げているんです。

西川委員　すべきでしょうという内容ですね。それについては県の執行部としては具体的に動かなかったということですか。

大野議員　それは先ほど申し上げたとおり、委員長からの質問にお答えしているとおり。それが姿勢が改まらなければ、何度でも申し上げますよ。

西川委員　姿勢が改まらなかつたということですね。

大野議員　そういうことです。

西川委員　その姿勢というのは、大野議員が担当の職員に何度も面談を重ねることで実現ができるものだというふうにお考えだったんですか。

大野議員　いやそういうことではなくて、これも何度も申し上げているとおり、県民の皆さんが代表する一人として、当局の姿勢を正すこと、これ当然責務でしょう。

西川委員　県の担当者は大野議員に、何故大野議員の要望どおりにできないのかという理由は言いましたか。

大野議員　それはね、要望とか要求ではないんですよ。県民の皆さんを代表する一人として、職務責任を果たしてるんですよ。

西川委員　わかりました。ではその職務責任を果たすようにという大野議員のお話に対して、県の職員は具体的にどのような説明をしましたか。

大野議員　それは会話録にあるとおりです。

西川委員　民と民との契約の関係に県が首を突っ込むことはできないと、そういうような説明だったのではありませんか。

**大野議員** 民民というような話は、私は直接聞いておりません。加えてですが冒頭から申し上げているとおり、食肉処理場、当時50億円、設置者は誰かってことですよ。それが民間の食肉処理場でしたら、また一方の団体が補助金の不交付団体ならそれこそ我々が介入するべきではありませんよ。でもそうではないでしょう。

**西川委員** 質問を変えます。食肉の関係で、滋賀食肉公社と滋賀県副生物協同組合が裁判中ですね。その裁判について、大野議員から、県の職員に、裁判に付き合う馬鹿がどこにおるか。1日も早く切れと、そういうようなお話をなされたという面談記録があるんですが、これはどういう意味でおっしゃったことですか。

**大野議員** それは当然のことでしょう。時間稼ぎで、だらだらだらだらということでは。そうならないように、例えば副生物組合に緊張感を持っていただくように、皆さんご案内のとおり、別の業者等、公募して結局一者しかエントリーはなかったんですが、副生物の関係で。訴訟になってるってことで、契約が未だ締結されていませんが、副生物組合に対して訴訟はやっていますが、プロポーザルで手を挙げていただきましたと、契約を結びますよと、それを何気なく流すだけでも副生物組合に対してプレッシャーになるでしょうと。それとビジネスの駆け引きっていうか、そういうものも必要でしょうと。そんなことを申し上げた。

**西川委員** その駆け引きを県の職員にしろとおっしゃってたわけですか。

**大野議員** 私は私で申し上げた。ただ弁護士さんの所見ではあまり好ましくないと、そういうことです。

**西川委員** それでもそのことで職員に何度も面談を重ねて何度も現場に行けと、従業員と話をしろとおっしゃっていますよね。それは県の職員として対応が可能なことだったんでしょうか、今思われていかがですか。

**大野議員** 私は間違ってると思わない。何度も申し上げますように、我々は、最小の投資で最大の効果というか、県民の皆さんに必要以上の負担があってはならない。そういった思いから申し上げているんです。

**西川委員** わかりました。その16回の面談中、面談の度に会われている職員の方はそれぞれなんですけれども、特に大野議員が「ドアホ」と発言された場面や、先ほどの訴訟を待つ馬鹿がどこ

におけるかというような発言をされたときの県の職員の反応としてはどのように受け止めておられますか。

**大野議員** 私が生し上げるものでもなく、当時の農政水産部長は生し訳ありませんというこで。会話録に載っているでしょう。

**西川委員** 大野議員から見たその職員の反応をお伺いしたくて聞いているんです。

**大野議員** いや、責任は感じていただかないとということす。

**西川委員** 責任を感じているように見て取れたということすか。

**大野議員** 私が生し上げているとおり、地方公務員法 30 条と照らし合わせて、これいかなものかと、そういった思いで不適切な発言をしたと、そういうこです。

**西川委員** 大野議員の面談での発言を聞いて、県の職員が精神的に追い詰められているというふう感じたこはないすか。

**大野議員** 私はそれはないと思ひます。

**西川委員** ないんですね。最後の質問ですが、県の職員との面談の記録が一番最後のものが、昨年 12 月 21 日、これは三日月知事も同席の知事室での面談で終わっているんですけども、この後はこういった面談はなかったということすか。

**大野議員** あとはないということすね。

**西川委員** ない。それはどうして面談をすることをやめたんですか。

**大野議員** それは当局がしっかりと責任を果たすべきでしょうと。そのことを生し上げていますので、そういうこです。

**西川委員** その後は大野議員として面談をするという必要性を感じなかったということすか。

**大野議員** ですから、会話録はそういうこなんです、それ以外にも当時の農政水産部長等々と意見交換ですとか議論をしていますよ。副生物の問題に限らず。

**西川委員** はい、私からの質問は以上です。

**真山委員長** それでは次に社会保険労務士のご経験等を踏まえまして古川委員から何かござひますか。



**古川委員** まず一連の事案についての、とっかかりが捜査二課の方からこういった業者を使うのはいかがなものかということがきっかけというふうに先ほど伺いました。その後、これのみをもって、つまりその捜査二課からの話だけで動こうとされたのか、それとも他の県民の皆様からそういった声が聞こえてくるとか、それから大野議員の親しい、あるいは党派の中でこのような話をするべきだという、そういった経緯はございましたでしょうか。

**大野議員** 今回のこの件ですか。

**古川委員** はい。このとっかかりです。この16回の面談に始まる前のきっかけとなったことですね。

**大野議員** 冒頭申し上げたように、昨年の中頃でしたが、当時の食肉担当の理事と雑談というか、そんな会話をしている中で、11月2日、畜産課が作成した資料にあるとおりですよ。

**古川委員** そのことのみ、それだけということですね。そこから始まったということでしょうか。

**大野議員** その時に、当時の取引業者が刑事訴追されたということで公社の理事と株式市場の取締役は降りたと、したがって副生物の取引もなくなったと認識していたんですが、当時の一般的な会話の中で、いや実は副生物はそのまま食品会社に流れているんだと、そういった実態があるんですよ。間違いないのだから、いや現場の職員が言ってるから間違いありませんと。それでは駄目よと、それが発端です。

**古川委員** 続きまして、はじめをつけろという話で、先ほど来のお話で、はじめとは切れということだと簡単に言うとな、でもお話を伺う中では緊張感を持ってもらいたかったというふうにお伺いしました。ということは、切れなくとも、この県の方が、この16回の対話の中でいろいろ話を聞いて緊張感を持っていただいているなというような認識はなかったんでしょうか。

**大野議員** たまたま16回ということですよ。

**古川委員** この回数を重ねていくうちに、議員の思惑の緊張感を持っていただいているという認識には至らなかったということでしょうか。それとも切らなきゃいけないという結論が必要だったわけでしょうか。

**大野議員** 当時はあまり感じられませんでした。これは先ほど申し上げましたとおり、副生物に限らず課題がありますから、その課題を整理すべく取り組んでいただいています。そういうことです。

**古川委員** では質問を変えます。11月19日のこの面談記録を拝見いたしますと、議会中に抜けられて面談をなされたという記録がございます。これは、この日に行く必要、この時間帯に行く必要というのが特にあったんでしょうか。

**大野議員** 議員はみだりに自席を離れてはならないと、そういった規則、これは十分承知してはいますが、たまたま当時の農政水産部長の空いている時間がその時間だったんです。したがって、議会事務局の職員には農政の部長と面談するのでちょっと席を離れると、委員会室を出るけれど、何かあれば連絡してくれと。議運の委員長室にいますので。そういった事実は否定しません。ありました。

**古川委員** 対話の中で何回も出てます「予算はペケ」というお話ですけども、これを受け取った側、つまり聞いた側がその予算を人質に取られるのではないかというような思惑に発展するんじゃないかという危惧は、持っていたらっしゃいましたでしょうか。

**大野議員** それはありません。

**古川委員** 先ほど副委員長からもご質問がありましたけれども、議員と県職員の行政当局の方との関係性でございますが、対等であるというふうにご回答いただいた中で、では同じ立場で何もかもがフィフティフィフティというふうに、大野議員はそう思っていたらっしゃっても、県の職員の方もそのように受け取っていたらっしゃるといような認識でいらっしゃいますか。つまり、先ほどの関係性の話の中で、議員と県の職員の方の立場は、職員の方も対等であるんだという認識を常に持っているだろうというふうな感覚でいらっしゃいますか。

**大野議員** もちろんそうでしょう。立場は異にしますが、それぞれ我々も知事も県職員の方も地方公務員ですから。立場は異にしますが、責任、これは等しく公僕として負っているわけですから。

ですから議員個人というよりも、行政当局と議会の議員ということで、そういう意味では当然対等であるべきでしょう。

**古川委員** 例えば議員の発言は、やはり重いというふうに思われる方もいらっしゃるのではないかとか、あるいは議員さん、議員

がおっしゃることだから対応しなければいけないというふう  
に受け取られるんじゃないかというようなことは、ありませ  
んか。

**大野議員** それは、それぞれ政策課題ごとに議論の内容は変わって  
くるでしょう。

**古川委員** 質問を変えます。16回という先ほども何回も回数  
の話で、先ほど議員の回答の中にも、やはり回数はたまたま16  
回になっただけで、いろんなことのやはり緊張感とか、そうい  
う政策議論の中では分かってもらうまで話をするんだというよ  
うな趣旨のご回答があったかと理解はしておりますが、であ  
れば、逆にその短期間で何度も同じ話をされることに対して、  
職員がどのように受け止めるとか威圧的に感じないかなとか  
いうような配慮はなされましたでしょうか。あるいはそうい  
うことはお考えになりましたでしょうか。

**大野議員** それは、会話録に目を通していただければわか  
るとおり、問題は、当局の姿勢は正すべき。指摘はします。た  
だ県職員は県職員で自身の考え方を述べてきますから、それが  
嫌だとか、そういったことはないとはっきり申し上げます。あ  
りません。

**古川委員** それと議員からご提出いただいた記者会見の記  
録も拝見させていただきまして、その中に元々口が悪い、短気  
であるというような発言もなされてはいるんですけども、気が  
長い短いはそれぞれ個性として、例えば口が悪いということ  
をもしご認識であるのであれば、例えば自分の発言したことで  
相手がどのように受け止めるかとか、どのように感じるかとい  
うことは、例えばTPOでこういった場面ではこういった言葉は  
やはり不適切であるとか、この方に対してはきつい言葉にな  
るとか、そういったことをお考えになりながらお話されること  
が多いでしょうか。常にそのように心がけておられるのでし  
ょうか。

**大野議員** それはそれぞれ職員一人ひとり異にするんでし  
ょう。ただ何度も申し上げているとおり、地方公務員法の第30  
条および第35条、これを照らし合わせて職員も士族も我々も含  
めて、しっかりと真剣に職責遂行に汗をかいているのか、か  
いてないのか。我々も含めて、立場は異にしますが、それは双  
方に求められることだと思います。

先ほどから申し上げているとおり、会話録を畜産担当理事  
から審査請求があったということで、目を通して、こういった  
発言、不適切な発言をしていたのかと。それまでは全く記  
憶にありませんでしたから。

古川委員 思わず口走ってしまうことがあるというそういう認識でしょうか。

大野議員 結果から言うと不適切な発言をしているな、いたなど。そういうことです。

古川委員 では謝罪の件ですけれども、電話とメールですか、謝罪をされたということですが、そのときの職員の方の反応はいかがでしたでしょうか。どのように感じられたかで結構です。

大野議員 私が申し上げるのもなんなんですが、わざわざ丁寧に、お電話いただきまして、そういう対応でしたね。私の記憶では。

古川委員 同じく先ほどからのお話の中と記者会見の記録の中にもありますけれども、議員としての職責として、やはり議会の場だけでのみならず、あらゆる場面で県政のこと等を考えていかなければならない、議論しなければならぬというご姿勢だというふうには拝見したのですが、では、例えばその行動とか、それに伴って議員としてこれだけは保たなければならないとか常に考えていらっしゃることというのがありましたら教えていただけますか。この記者会見の中でも、議員として常に議会のときのみならず常にそういった県政のこととか県民の皆様のことを考えるというような、言葉が違いかもしれませんが、そういった趣旨の発言をされたらと認識しておるのですが、議員としての品を保つために自分が行動規範として考え、議員が行動規範として考えなければならないことというのを常に考えていらっしゃることは何かありますか。

大野議員 ですから、記者会見しかり、先ほど冒頭から申し上げたとおり、県民の皆さんを代表する一人として、その責任を果たしてまいると、そういうことです。

杉本委員 今、弁明されたことと、それから提出された資料について大きく二つの問題をお聞きいたします。

まず最初にですね、そもそもの今回の案件の出発点になったのは、2019年9月25日に堀川食品の代表が恐喝未遂で逮捕された。10月16日に脅迫罪で起訴された。そこから始まっているんですね。あなたもこの弁明の資料にですね、その新聞記事を丁寧にいくつもいくつも作られておられます。

しかし、今年の1月12日にその裁判で堀川食品の代表は無罪というふうになりまして、2週間後の1月26日ですか、無罪が確定しました。要するに、警察も言うたら、冤罪事件をでっち上げられたというふうになってるんですよ。それを踏まえて、こういうのを出されてるんですけども、この無罪

になったことについて、あなたはどう認識されてるんですか。

**大野議員** 恐喝脅迫は無罪ですが、詐欺罪は有罪でしょう。もう今は本人が他界されているので起訴そのものはなくなっていますが、詐欺罪は有罪ですよ。

**杉本委員** 脅迫は無罪になったんですよね。それご存知ですか。

**大野議員** ですから、脅迫は無罪ですが、詐欺罪は有罪でしょう。もちろん控訴はされていますが。

**杉本委員** 詐欺罪は2019年の10月16日に勾留期限が切れるから、それで追加で逮捕したんですよ。元々の出発点である脅迫恐喝、これは無罪になったということは、あなたはお認めになりますよね。

**大野議員** 事実でしょう。

**杉本委員** 事実ですね。だったら今の時点で、そういう逮捕された、こういう記事を出してくるということがそもそもおかしいですよ。

**大野議員** 私はそう思いません。それは私自身が作成したペーパーではなくて、プレスが既に報道された事案でしょう。

**杉本委員** だからそれ無罪になってるんでしょ、今。

**大野議員** それは以前報道されたことで私の作文ではないでしょう。

**真山委員長** 杉本委員、その無罪かどうかを認めるというのは、本件に関してどういう関連があるのですか。

**杉本委員** これはね、この元々の構図がここから始まって、堀川食品はコンプライアンス違反の企業だということで、全てが進んでくるわけですよ。そこが崩れたら、こうして政倫審やってること自体が今ありえないんですよ。だからこのところをしっかりと、大元の出発点がどうだったのかということは、やっぱり大事な話なんですよ。私ね、裁判記録読んだんですけど、でっちあげとしか言いようのない。無罪になって、検察が控訴できない、刑事裁判の有罪率は99.9%ですよ。まさに堀川食品をコンプライアンス違反の企業だというレッテル張りするためにでっちあげて恐喝脅迫でね。

**真山委員長** 杉本委員、本件と直接関係のない話だと思いますので、その件については以上にしてください。

- 杉本委員            ちょっと角度を変えますけど、この恐喝を告訴されたMさんとあなたはどのような関係ですか。
- 大野議員            それは審査の対象外でしょう。委員長。
- 真山委員長        本件は、あくまでも条例の中の請求のあった項目について調査するということですので、今のご質問は直接関係ないと思います。
- 杉本委員            その根拠をね、明らかにすることもやっていきたいと思います。なったわけだから。
- 真山委員長        根拠を明らかにするという合意はございません。
- 杉本委員            わかりました。だからMさんとの関係については、あるという認識でいいですか。恐喝の告訴をされたMさんはあなたとお付き合いがありますか。
- 大野議員            何度も申し上げた通り、審査の対象外でしょう。
- 真山委員長        はい。そのことについてはお答えいただかなくても結構です。
- 杉本委員            はい。では、次の問題いきます。あなたは2021年の11月11日とこれは農政水産部長に対して、それから12月9日と12月20日、当時の農政水産部の畜産担当の理事に対して「ドアホ」という発言をされてます。それは間違いないですね。
- 大野議員            会話録にあるとおりででしょう。
- 杉本委員            「ドアホ」っていうのは、相手の人格を否定する発言なんですよね。到底県会議員として、言うべきことではないというふうに思うんですけど。そのところはどうか認識されてますか。
- 大野議員            先ほどから何度も申し上げているとおりで、記憶にありませんでしたが会話録に記載されてるので、電話とショートメールでお詫び申し上げたと、そういうことです。
- 杉本委員            そういう暴言というか、職員は、いつもにない厳しい言葉だったと、たじろいと前回表現されてるんですけど、そういう高圧的な態度と16回にわたる面談をなぜ強要したかということなんですけど、あなたが提供されたこの資料の中に、11月9日に当時の部長と、畜産担当理事がJAに出向いて会

長以下4名にこの補助金一覧表のペーパーを示して、堀川との関係をけじめをつけなければ、こういった補助金は、予算計上することが難しくなる。そうならないようにしっかりとけじめをつけてくださいと申し入れをされたってあなた言われてますけど、これ事実確認されたんですか。

**大野議員** それは、これも冒頭何度も申し上げているとおり、知事の意向を受けて、当時の農政水産部長が補助金の交付団体に出向いて行って申し上げたということでしょう。

**杉本委員** いやだから、補助金の一覧表を示して、けじめをつけなければ、この予算は計上されませんよって言ったか言わないか、JAに対して部長が。そこを確認されてますか。

**大野議員** 先ほどから申し上げているとおりです。知事の意向を受けて、当時の農政水産部が補助金交付団体に出向いて行ったということでしょう。

**杉本委員** あなたはけじめをつけなければこの補助金の一覧表ですね、これを予算計上しないということを主張されてるんですよ。12月20日に全農の本部へ直接メールを送られてますよね。説明責任を果たさなければ予算計上されませんよと。

**大野議員** それは先ほどから申し上げているとおり、このペーパーの作成も、加えて、補助金交付団体に対して、行政指導すべきということで、これは何度も申し上げますが、私が作成したペーパーではありませんよ。

**杉本委員** あなたが指示をして作らせたんですよ。職員そう言ってましたよ。

**真山委員長** 杉本委員、先ほどの冒頭の合意事項を守ってください。

**杉本委員** 要するに、最初から大野さんがJAに求めていることと、大野さんの要請で、県がJAに言っていることが違ってらるんですよ。大野さんは堀川食品と全農との関係を切れ、けじめをつけよということをおっしゃってるんですよ。ところが県は、それを予算を盾に言っていないんです。

**真山委員長** 杉本委員、県の対応について審議する場ではございません。

**杉本委員** なぜ「ドアホ」という発言になったかという、その行き違いは全てそこにあるんですよ。そこまであなたが16回にわたって県職員に対して高圧的に堀川と全農との関係を、けじめをつけようっていう動機ですね。

大野議員           これは、審査の対象になるんですか。

真山委員長       なぜ 16 回必要だったかという理由を明らかにする範囲では、審査の対象になります。ただ具体的な内容の当否、善し悪しを判断する場ではありません。

大野議員           いずれにしても、たまたま不祥事を起こしたのは、固有名詞は申し上げませんが、この法人であって、別の法人またどういった団体であっても、本県が補助金を交付している団体が一般社会通念好ましくない業者との取引の実態があるとするならば、それは当然改めるべきでしょう。そういうことです。

杉本委員           あなたは県民の代表として、県の姿勢を正すと、それから利己的な要求は一切していないとさっき弁明されました。ところがですね、あなた自身この食肉の問題に関しては利害関係者じゃないんですか。

大野議員           これも審査の対象になるんですか。

杉本委員           答えられない。  
では、堀川食品がコンプライアンス違反の業者であることがレッテル張りされて、翌年の 2020 年 4 月以降ですね。あなたの会社が全農の豚肉加工の直接の下請けに変わりましたよね。それはご存知ですか。

大野議員           審査の対象外でしょう。

真山委員長       その件につきましては、大野議員がおっしゃるとおり審査の対象外です。お答えいただく必要ありません。

杉本委員           答えられなくて結構ですよ。YMOというあなたの奥さんが代表になってる会社ですね、全農の豚肉加工の直接の下請けに変わってるんですよ。この問題を通じて。

真山委員長       杉本委員、答えられない質問を延々とするのはやめてください。

杉本委員           だから、なぜ執拗にあなたがやられるのかというのは、結局、私ちょっと調べたんですけど、40 年前に遡ってあなたが全農の豚や牛の加工をするために、堀川食品がずっと障害になっていたと…

真山委員長       杉本委員以上にしてください。委員長権限で打ち切ります。



他の質問ありますか。

**中村委員**            ほぼもう出尽くしたというふうに思うんですけども、先ほど古川委員からお話があったところで、もう少し詳しく質問させてください。

職員に対してメールと電話で謝罪をされました。そのお答えがほぼほぼ大野議員がおっしゃったお答えだったんですけど、メールと電話では対応が違うと思うんですけども、メールに関しては、その返信はあったのですか。

**大野議員**            記憶になかったんですが、会話録に目を通しての間に、不適切な発言がありましたので、電話とショートメールでお詫び申し上げた。そういうことです。

**中村委員**            メールでの職員からの返信はなかった。

**大野議員**            返信はありませんが、電話で直接話をさせていただいています。

**中村委員**            ということは、大野議員はその電話での対応で謝罪が済んだというふうに認識されたわけですね。

**大野議員**            それは先ほど申し上げているとおり、私の不徳の致すところで、今も極力あってはならないと、自身を戒めてるところです。

**今江委員**            まず1点目、先ほどご本人が弁明されたように議員としての職責を果たすという意味で繰り返し面談をされたということですけど、大野議員は毎議会ほぼ一般質問されてると思うんですが、今回の件について議会一般質問で当局に追求する、あるいは主張のことをおっしゃるということを選ばずに、本会議で取り上げなかったというところについて、何かご本人の意図があるのかどうか、確認をしていきたいと思えます。

**大野議員**            皆さんお一人おひとりの考え方ですが、議場で一般質問なり会派における代表質問なり、それ以外、日々の我々の政治活動、政策活動の中で当局の姿勢を正すこと、当然あるかと思えます。私は申し上げると、補助金を交付している団体が刑事訴追された業者との取引があると、率直に申し上げてこの程度のことを本会議の議場で質問すべきほどの課題ではないでしょうと。私はそう認識しています。こういったことを含めてですが、日々の我々の政治活動、政策活動の中であるべき。率直に申し上げて、本会議で当局の姿勢を正すほどの課題ではないというのが私の認識です。

今江委員

もう一つ、先ほど大野議員への質問のやりとりの中で、いわゆる会派の総意だったかどうかということについて、大野議員は様々な形で発言をしていたので、大野議員は今回の全農さんに対して県が働きかけるということについては、会派の総意というふうに理解をされておられたけれど、実際会派はそうした認識はなかったということで今回会派を離脱されたということになるんですが、その食い違いについてご自分が今、その責任なり、感じることでいうのは、ご自分は会派の総意というふうに行動されたけど、会派は実際そうでなくて会派離脱を決められたということで、そのご認識だけでもう一度確認したいんですけど。

大野議員

いずれにしても、会派の離脱の経緯は、これも先ほど申し上げたとおりですが、県民の皆さんを代表する一人として責任、これは全く会派の中にあっても会派の外であっても、これは私イコールだと思う。その姿勢は変わりません。

何度も申し上げているとおり、会派の政調会、また会派総会で、滋賀県が補助金を交付している団体が、取引がある業者が刑事訴追されていると、政調会でも会派総会でも説明してるんですよ。全く異論なかったんです。ですから、結論から言うと、会派で機関決定はしていませんが、私の早合点。

ですが私が3月28日の会派総会で申し上げたのは、自民党の会派であってもなくても、こういった事案を知らなければそれまで。ただ知った以上は黙認、容認すること、これは許されないでしょうと。それこそ県民の皆さんに対する背信行為の最たるものではないんですかと。それを3月28日の会派総会で申し上げています。

今江委員

今回情報公開で開示した文書に基づいて、倫理条例の第3条1項3号ということで、審査請求を求めました。大野議員にこの審査請求をした日にも記者会見をされましたし、今日も職員の皆さんに対するお詫びの言葉もおっしゃいましたし、先ほども県民の皆さんにもお詫び申し上げるということは、ご発言されたというふうに思うんですが、大野議員自身、この倫理条例の3号を申し上げますと、「自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと」というものなんですが、この部分に、大野議員ご自身は謝罪をされているということで、一定それに触れる行為があったというふうに認識されているのか、いや、これに抵触するようなことはしていないというお考えなのか、あるいはこのことについては政倫審が判断することなので、お答えはないということでも結構ですので、今のお気持ちで結構ですのでお話いただけると。

大野議員

私の不適切な発言、これは私自身、深く反省もしております

す。あとは県民の皆さんがどのように判断されるのか、そういうことだと思います。

**細江委員**

先ほど大野議員の発言にありました、議員として知った以上はきちんとすべきだろうという発言がございましたが、当然、大野議員の考え方として自民党政調会で説明をした。そして自民党の総会でも説明をした。だから、同じ考えで同じ行動すべきだというお考えなわけですね。同じ行動をしなかった自民党会派は、責任を果たしていないというふうに思っておられるわけですか。

**大野議員**

説明をしています。政調会と総会で説明をしています。

先ほどから申し上げているとおり、議論はありますが、3月28日の会派総会で私は申し上げました。こういった問題、実態を知らなければ、でも知れば自民党と言わず政党問わず、県民の代表として、当局の姿勢を正すべきでしょうと。その気持ちは変わりありません。

ただ、これも何度も申し上げているとおり、農水関係の予算を駄目にする、これは目的ではなくて緊張感を持っていただく、そういう意味で申し上げた。未だ道半ばと言いますか、これは自民党の会派の皆さんがそれぞれ判断されることなので、私が申し上げることではありませんが、議会として、また議会で議席をいただく者としてどうあるべきか、これは私の私見で、あとは自民党会派の皆様の見解はそれぞれですので、私の思い、発言、これは控えさせていただきたいと思えます。

**杉本委員**

第一回の審査会で委員長はこういう発言されてるんですよ。「それでは今回の論点としては、面談の回数や言葉使いを含めた行為が本審査会の論点ですが、それを理解し、今後の教訓とするためには、関連する事項として、そもそも要求内容がなぜ生まれたのか、なぜそこまで執拗に要求するのか。これは今回の論点を確認し、我々が判断するに際しての資料とする、参考とするために聴取等調査をするという分け方でよろしいでしょうか」って確認されてるんです。

この政治倫理審査会は、県議会の健全な発展のために県会議員がこういう倫理違反をした場合に、それをきっちり正して、県議会を正常にしていくという役割があるわけですよ。そのためにはこういう執拗な高圧的な要求、16回にわたって2か月間に、これがなぜ行われたのか、その動機を解明しなければこの政倫審そのものの意味が問われると思うんです。私はそこに今迫ろうとしたんですよ。それはあなた止められた。

**真山委員長**

止めました。

杉本委員 最初に確認された論点の整理の仕方とちょっと矛盾しますよ。どうですか。

真山委員長 矛盾はしていないと思いますし、今ご発言いただきましたのは審査会の運営に関してのことですので、聴取の場で議論することではありませんので、聴取についてはかなり長時間に及んでますので、ここで一旦終わらせていただきます。  
委員からの質問はとりあえず以上ですが、ここまですを踏まえまして大野議員の方から何か最後にご発言ございますでしょうか。特によろしいですか。

大野議員 特にございません。

#### (4) 今後の進め方について

杉本委員 今の続きなんですけど、先ほどちょっと触れましたけども、この大野議員の行為の背景には、政治倫理基準の、今3号でやってるんですけど、6号、7号ですね、県や出資団体の契約関係に介入してはならない、という問題があるんです。

真山委員長 その件については当然承知しておりますが、今回は3号で審査の請求があります。

杉本委員 ですから、私が聞いているのは、この6号や7号について審査をしようとすれば、改めて請求をしなければならないということですか。

真山委員長 当然です。条例を読めば当然そうなります。もしそれが問題なら条例を改正するしかないです。

杉本委員 条例のどこに書いているんですか。

真山委員長 請求があったことについて審査するというので、3号に反するのではないかとという請求が出ているわけです。それを6号7号に反してるということについて調べ、結論を出すというのは、本審査会の権限を超えていると、そう読むのが当然だと思います。

杉本委員 だから最初に確認したのは、そこまで触れられないけれども、第3号のそういう政治倫理基準を侵した動機について解明すべきでないかと私言ったんですよ。

そしたら、そういうことをしっかり理解するために聴取の対象としましょうとあなたおっしゃったんですよ。

真山委員長 動機の解明というのが本件の主要な要素ではありませんの

で、杉本委員の質問はそれを超えていたので止めました。

**杉本委員** 私は、問題の核心は先ほど私が触れたように、大野議員自身の利己的な要求が背景にあるというふうに、この間の一連の資料全部調べて思うんで、これは私の所見ですけども、そのことをこの政治倫理審査会の場で議論しようとするれば、改めて審査請求書を出さなければならないということですね。

**真山委員長** そのとおりです。そもそも仮に不当な要求であるとか、その要求によって県の判断、行動に何か問題があると考えられるのであれば、議員である杉本さんは議会で議論されればいいと思います。それは政治の問題であって政治倫理はもう超えた問題です。なぜ議会で議論されないんですか。

**杉本委員** 議会では、県当局の対応について既に一般質問やっているんですよ。大野議員の問題については、議員の倫理に関わる問題だから、ここでやってるんですよ。

**真山委員長** でも不当な要求は、確かに倫理条例にはございますけれども、本当に不当であれば、それは違法性ありますので、それはもう実は倫理を超えていますよね。それは百条委員会でも設置された方が、十分に調査できていいんじゃないかと思えます。

これは傍聴の方もいらっしゃいますのであえて申し上げますが、この審査会に、今杉本委員がおっしゃってるようなことをやれというのは民間の警備会社に捜査して逮捕しろと言ってるようなものでして、権限、権能、能力を超えること、それを要求していることですので、あくまでも本審査会は今回出されました審査の請求に基づいて、その範囲内で調査をする。それ以上のことについて深く立ち入ってしまいますと、個人のプライバシーやその他を侵害するおそれもありますので、そういう意味で本日は杉本委員の発言を止めさせていただきました。

**杉本委員** 政治倫理条例の最初に目的、第1条を掲げていますよね。県議会の健全な発展のために県議会をしっかりと正すというのが政治倫理審査会の本来の意味であるから、やっぱり問題の核心について上辺だけの話だけでなしに、問題の核心をしっかりと委員が議論をしてね、そこをつかんで次の県議会のそういう歪んだあり方を正すということに役立つような政治倫理審査にしてほしいと思うんですよ。

**真山委員長** そのご見解はわかりましたが、今の条例の仕組み上そうならないので、半数以上が議員の皆さんですので、今回初めての政治倫理審査会を開いたわけですけども、そういう問

題があるということであれば、条例の改正等を含めてご検討いただければと思いますが、今この場でこの条例に基づいて開かれている審査会でそれをやれと言われても無理です。

#### 杉本委員

私は大野議員がなぜこのような行為に及んだのかいうね、根本的な動機、理由について、やっぱり触れないのでは審査会の機能が果たせてない。

#### 真山委員長

ですから、それであれば6号なり7号なりを根拠に、改めて審査請求をしていただいたら、このメンバーかどうか分かりませんがまた審査会が開かれて、より踏み込んだ審査、調査がされると思いますので、それは次の課題として捉えていただければと思います。

今後の審査会の進め方についてご協議願いたいと存じます。これまでの聴取は、大野議員のどの行為が条例第3条第1項第3号に規定する「議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと」とする政治倫理基準に反するのか確認することを目的に実施してまいりました。

聴取の要点は、16回に及ぶ面談、その回数や言葉使い、会派の了解を得ていないのに会派の決定があるかのようなお話をされたのかについて、事実関係を確認し、そのうえで、職員の受け止めや、大野議員の意図、認識等を確認することでありました。

この聴取内容を踏まえ、今後、審査会として事実認定や政治倫理基準に反するのか否かの判断、措置を求めるとなった場合の措置内容を検討していく必要があるのですが、第1回審査会で、県職員と被審査議員に対する聴取内容を踏まえて、必要があれば知事、有村議員から聴取してはどうかというご意見もあったところです。ついては委員の皆様のお考えをお聞きしたいと存じます。

なお、当然のことながら、審査会として聴取の目的、理由等は明確にする必要がありますので、聴取の目的、理由等、具体的にどのような事項を明らかにするための聴取なのか、についてもあわせてお聞かせ願います。

#### 今江委員

16回の面談の記録の中に、知事も有村議員も登場しますので、職員お二人の聴取と今日の大野議員の聴取で一定確認したこともありますが、ここはやっぱり先ほどの、会派の意向かどうかというところで、政調会長が同席された意味のことをご本人から確認すべきだと思うし、知事も二度ほど面談されているので、記者会見でもいろんなことをおっしゃっているので、最後の結論を出すについては、当初の予定どおり確認はして結論を出すべきだと思います。

## 真山委員長

ただいま知事および有村委員に聴取する必要ありというご意見いただきましたが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

特にご異論はございませんでしょうか。それでは面談記録にも登場されております、とりわけ有村議員につきましては同席されていたということもございますし、会派の政調会長という立場でもいらっしゃったということですので、会派の合意等についても、大野議員のご発言の内容の確認等もありますので、有村議員についてはもう目的、質問内容等も非常に明確かと思えます。知事については、何を確認するという認識でいればいいでしょうか。

## 今江委員

部長以下は補助機関ということで、手足ですね。手足の意見を聞いたんで、やっぱり任命権者、職員は補助機関で知事の意向を受けて、決裁区分を受けて課長で判断できる部分、部長で判断できる部分もあると思うんですが、知事も面談してるという経緯もありますので、ここは両方確認しておくべきかなと私は思います。

## 西川委員

知事のお話聞くこと自体は、反対を積極的にするわけではないですけども、この政倫審で認定すべき事実として、大野議員の面談の際の言動、執拗な要求があったかどうかという点と、それとそれが会派の決定であるか、とするような要求であるかどうかという部分については、有村議員までお話を伺うと一応認定としては足りるのかなというふうには思います。

ですので、私としてはもし知事にお越しいただくなら、儀式的な要素というか具体的に何か聞きたいことがあるというわけでは別になんていんですが。

## 杉本委員

知事は11月9日に、当時の部長と畜産担当の理事が、JAに要請に行くことを事前に相談を受けて、知っているわけですよ。そのときに、補助金の一覧表を持っていった。部長と理事はその補助金と要請内容は、別個だという話をしてるんですよ。ところがJAの方はそんな一緒に持ってこられたら、言うこと聞かんかったら補助金カットするというふうに受け取るわけですよ。そこが大野議員と県当局との見解の相違なんですけど、そういうあやふやなことを、大野議員に言われたことを一定受けて行くんだけど、大野議員の言ったとおりにはやってないと。

11月17日にJAから面談に行ったときに、正直行き場所を、持って行く場所がなくて困っていたみたいな発言されてるんですよ。補助金の一覧表を持って行ったのはまずかった、お詫びしますって謝ってるんですよ。

この11月17日を境にですね、県の対応が変わっているんですよ。大野議員に言われて何もかも行くんでなしに、全農

本部の常務が来ても、コンプライアンスを守れ、堀川とのけじめをつけてくださいよって大野議員に言われても、一切言っていないんです、部長も理事も。だから、その間の、知事の最初からの、こういう大野議員の要請に対してあやふやな態度をとっていたということが、この何回も何回も大野議員が面談に至った一つの要因だと思うんです。

だからそこら辺のことについて、やっぱり知事にしっかり聞いて、こういう滋賀県議会で、滋賀県庁で11月から12月にかけて、こういう議員の高圧的な発言、交渉が繰り返されたということの、大元が一つの原因がそこにあるということを確認するためには、やっぱり知事に来ていただいて、本当のことを喋っていただきたいというふうに私は思います。

#### 古川委員

今杉本委員のおっしゃることもごもっともかもしれませんがけれども、ただ発言がその当時以降変わったとしても、それは知事の責任を追及するためにやってるわけではなくて、やはりこの大野議員の発言、あるいはその行動についての審査ですので、そこまで今回については、知事から求めるということが、私はあまり積極的ではないです。

#### 西川委員

今、杉本委員がおっしゃった県の対応について問うという趣旨であれば私は知事と呼ぶのは反対です。政倫審の審査請求の内容から大幅に外れる可能性があると思います。

#### 杉本委員

そういう知事の対応が、最初、あやふやな対応から始まったから、そこの行き違いが何回もあって、こういう繰り返し繰り返しの面談になって「ドアホ」という発言も出てきてるんですよ。

だから今回のこの政倫審の対象になっている、この品位に欠ける問題、これが県との面談で16回もやらなければならなかった中で出てきたその関わりで知事に来てもらって、そこら辺の解明をするのは当然のことじゃないですか。県の対応を追及するという意味じゃないですよ。

#### 西川委員

その点については前回の県の職員の方から既にお話が出ている内容かと思いますが重複します。

#### 今江委員

今お話を聞かせていただいて、我々議員と、民間委員さんからすると、知事との距離感がちょっと違うなというふうに思いました。ですから、有村さんのお話を聞いた段階で、やはり知事と色々議論する我々議員と民間委員さんがね、ちょっと感覚が違うように感じましたので、これはあくまでもせっかく学識経験者が3名いらっしゃいますので、ご意見はしっかり尊重すべきだと思いますので、この問題はペンディングにさせていただいたらどうかと思いました。



**真山委員長** 有村議員にお話を伺うという点については、委員の皆さんもご異議ないかと思えます。知事につきましては、今江委員からご発言ありましたように、明確な聴取の目的、具体的な質問内容というのが現時点ではこの審査会の総意としてまとめきれないというふうに思えます。必要性という点でもですね、確かに知事にいろいろ聞くというのはなんとなく意味があるように思いますが、聴取というのはなんとなくやるものではありませんので、明確な必要性と具体的な目的、そして質問内容が定まらないのにただ来てもらうというのは、制度や趣旨に合いませんので、とりあえず知事に話を聞かないという結論は出さないんですけども、まず有村議員の聴取を行う、その上で知事については再度検討するというところでよろしいでしょうか。

では一応、皆さんの合意いただける範囲ということで、まず有村議員から聴取をするという形で進めたいと思えます。知事については、次回以降もう一度議論をして決めたいと思えます。

それでは、次回の審査では有村議員から聴取するという事になったわけですけども、この場合公開非公開の取扱いについてはいかがでしょうか

**今江委員** 職員さんはパワハラの側面もあり非公開ということで、ただ知事、我々議員も含めて公職にあるという者は、私は大野議員と一緒に公開だと思いました。

**西川委員** 確かにそのようなお話させていただいてたんですけども、本日のように職員の話の具体的に出さなければ、きちんと質問ができないとおっしゃるのであれば、質問制限がかかるという弊害が出ますので、それであればいっそ非公開にするのも一つの方法かと思えます。

**真山委員長** いかがいたしましょうか。ちょっと微妙なところですが。

**杉本委員** やはり1回1回の審査を積み重ねて結論出すわけだから、非公開にすればこの会議録を外へ漏らしてはいけない、守秘義務が課されるというようなことを繰り返したら、前へ進めないですよ。

私達はさっきも言いましたように会派の代表として来てるんで、会派でもこの問題を検討しなければならないので。非公開にしたがために、審査記録が表に出せない、議論できないというようなことでは、これは政倫審の機能を果たせませんよ。だから当然公開でやって、きちっと審査記録も出すというふうにしてください。

**古川委員** 今おっしゃるように、確かにあの公開にして明らかにするということも必要かと思いますが、条件として、発言に気をつけていただいて職員の名前を出さないということを事前に打ち合わせた上で公開であれば、よろしいかなと思います。

**細江委員** 私も同じように考えます。いずれ公開してしまうのであれば、もうその場に出したらいいと。ただ前回の非公開のところの部分については幸いに複数人でありましたから、こういう話があったのかなあというところで、ぼやっと出てもそれはそれでいいのかなあというふうには思います。

**真山委員長** 公開非公開につきまして、ご意見が若干分かれているわけなんです、本日冒頭で確認しましたように、非公開部分については当面の間は会議録も公開しないということで進めておりますので、発言については非公開部分の内容がわかるような発言は控えるという了解をしたんですが、残念ながら了解が守られなかったという現実がありますので、そういう意味で西川委員のようなお考えも非常にもっともかなと思います。つまり忌憚のない意見の交換や質問しようと思うと、非公開にせざるを得ないということになるとは思います。ただ今日の冒頭で確認しました事を委員の皆さんが了解し、次回以降、その点ご確認いただけるということであれば、一応大野議員と同様に公開を進めるということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**駒井副委員長** 例えば、一般の審議会でも一部非公開という形をとる場合がございしますが、場合によって審議をしっかりと進めるために非公開の前の内容に触れる内容で議論すべき必要があれば、その部分のところだけは非公開でさせてもらうということは考えられないでしょうか。

**真山委員長** もちろんその選択肢はあると思いますので、質問内容をちょっと検討いたしまして、ここは例えば職員さんの発言の確認をしないといけないというような質問項目がたくさんあるとかっていうことであればその部分について非公開にするとか、そういう扱いは可能かと思います。

原則できるだけ公開にしたいというのは私の個人的な考えとしてはあります。ただ出せない、一般公開になじまない部分がある場合はやむを得ずその部分を非公開にするということですので、今の副委員長がご提案あったように、必要に応じて部分非公開を行うということも含めて、原則、今回は公開で行うというそういう取り扱いでよろしいでしょうか。

ではそのような形で進めたいと思います。

**(5) 第4回審査会について**

- ・有村議員から聴取するため、10月11日(火)14時から公開で開催することとされた。
- ・非公開で実施した審査会の内容に関連して質疑する場合、一部非公開とすることとされた。

以上